

# みずほベトナムニュース Vol. 21

(2009年11月)



(ホーチミン市内でタバコを売る女性)

~~~~ 目次 ~~~~

1. バクニン省 Ngo 党書記らが来日、みずほ銀行を表敬訪問  
～ハノイ市から30分の好立地をアピール～……………P2
2. ベトナム投資 Q&A「外国人の健康保険」……………P3
3. 人事・労務「日本人とベトナム人の優先順位の違い」……………P4
4. ベトナム法務「経済特区で従事する従業員の  
所得税の減額措置について」……………P5
5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A 第8回「外国契約税の基礎②」  
～租税条約の適用がある外国に所在する法人と  
契約を締結した場合(税込みベース)の計算～……………P7
6. ベトナムドン為替情報……………P9
7. 経済動向……………P10

## 1. バクニン省 Ngo 党書記らが来日、みずほ銀行を表敬訪問

～ハノイ市から 30 分の好立地をアピール～

執筆：みずほ銀行国際営業部

ベトナム北部のバクニン省 (Nguyen Cong) からこのほど、Ngo 党書記らがみずほ銀行本店を表敬訪問し、日本企業のベトナム誘致などをテーマに意見交換をいたしました。来日したのは Ngo 党書記のほか、同省各局局長、同省でクエボー工業団地などを開発する Kinh Bac City 社の Nguyen Thu Huong 副社長ら 16 名です。

Ngo 党書記からはバクニン省の投資環境に関して説明があったほか、Kinh Bac City (キンバックシティ) 社の Huong 副社長からは同社が開発する工業団地の概要を紹介がありました。意見交換の概要は以下の通りです。



バクニン省の説明を行う Ngo 党書記

### 1. バクニン省のロケーション

バクニン省は、ベトナム北部に位置し、ベトナムの首都であるハノイ市に隣接しています。バクニン省の人口は、102 万 3 千人、人口密度は 1,243 人/k<sup>2</sup>とベトナムでは人口密度が高い省の 1 つであり、労働力確保が比較的容易です。また、ハノイ市中心部までは車で 30 分程度、ハノイ市中心部からの通勤も可能なアクセスの良い地域です。

その他、バクニン省の中心部から、ノイバイ国際空港まで 40 分、カイラン港まで 90 分、国道 1 号線を経由し中国国境まで 60 分と絶好のロケーションである点が紹介されました。ハノイ市中心部との間には今後高速道路も整備される予定であり、インフラの更なる改善が期待されています。



### 2. バクニン省における工業団地

バクニン省には、日系企業が数多く進出しているクエボー工業団地やティエンソン工業団地など 15 の工業団地があります。また、バクニン省には日系企業約 30 社が進出しています。

更にクエボー工業団地には、総面積 16 ヘクタールの裾野産業育成のための専用工業団地も整備されており、ノイバイ空港まで車で 30 分に位置しています。

### 3. 日系企業の受け入れ態勢

バクニン省では、日本との友好な関係から日本企業の誘致に積極的です。これまでバクニン省には日本のキヤノンや台湾のフォックスコンなど大企業の進出が目立っていましたが、キンバックシティ社の Huong 副社長によれば、今後、中小企業の誘致も積極的に進める方針とのことです。その受け皿として、同省のクエボー工業団地での裾野産業専用工業団地の整備となりました。同工業団地からノイバイ空港まで車で30分と絶好のロケーションであり、工業団地開発だけではなく、外国人も含めた居住スペースの開発にも力を入れています。

キンバックシティでは、工業団地視察時には、通訳、車の手配をはじめ、ノイバイ空港でのピックアップなど、進出検討企業のサポート体制も整えているとのことです。

(みずほ銀行国際営業部国際アドバイザーチーム調査役 浅野英治)

## 2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問について Q&A 方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q：ベトナムに駐在している外国人も健康保険の加入対象と聞きましたが本当でしょうか？

A：2009年7月1日より有効となっている健康保険法 25/2008/QH12 号では健康保険加入対象についてベトナムで働く外国人も対象であるか否かが明確ではなかった。しかし、2009年7月27日づけの施行細則に関する通達および、2009年8月14日付の健康保険に関する通達により、その詳細が明確になってきた。本 Q&A では、その概要を解説する。

### 健康保険法の施行細則に関して

2009年8月14日付で厚生省、財務省は健康保険法に関する合同通達 09/2009/TTLT-BYT-BTC、2009年7月27日付けで政府は健康保険法の施行細則に関する通達 62/2009/ND-CP を公布した。その概要は下記の通りである。

#### 健康保険加入対象者について

- ・ ベトナム人か外国人かを問わず3ヵ月以上の労働契約あるいは無期限の労働契約を締結した労働者、管理職および公務員（以下、「労働者」という）。
- ・ 失業手当を受給している者等

上記により、ベトナムで働いている外国人で、現地法人与労働契約を締結している者は、健康保険加入の対象となるが、本社からの任命状により、ベトナム現地法人で働いている外国人は、この対象ではないと理解されている。

健康保険納付料

- ・ ベトナム人労働者の場合は2009年7月1日から2009年12月31日の期間は、月次報酬・給与の3%とする。2010年1月1日以降は、月次報酬・給与の4.5%とする。その内訳は労働者負担1/3、会社負担2/3とする。
- ・ 外国人労働者の場合は、上記の各法令および社会保険機関から発行されたオフィシャルレター3686/BHXH-BTによると、2009年10月1日以降、月次報酬・給与の3%とする。2010年1月1日以降は、月次報酬・給与の4.5%とする。その内訳は労働者負担1/3、会社負担2/3とする。
- ・ 失業手当受給中の失業者の場合は、2010年1月1日以降、月次の失業手当の4.5%（社会保険機関負担）とする。
- ・ 上記の月次報酬・給与は労働契約書に記載された報酬・給与である。また、手当等がある場合はその手当も加えた給与をもとに算出する。
- ・ 健康保険料は最低賃金（92万ドン）の20倍を上限とする。

また、現行の健康保険法によると、産休中の労働者又は4ヵ月以下の幼児を育児中の女性労働者は休暇期間には健康保険納付を免除される。そして、この免除期間も健康保険納付期間とみなされる。

実際に外国人の労働者でも既に社会保険加入手続きを行っている方もいるようだが、その手続き方法は、各地方によって異なる。また、詳細なルール（例えば、外貨建ての給与の場合の為替レート等）も地方の社会保険機関で異なっている。よって、手続きを行う場合は、事前に当該地方の社会保険機関に確認することをおすすめする。

#### 【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Ta Huong Ly (タ フォン リー) 日本語対応可

電話 +84 (043) 2200 334 E-mail: huong.ly@scs-vbp.com

### 3. 人事・労務 「日本人とベトナム人の優先順位の違い」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となっています。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればいいのかについてご紹介します。

執筆：株式会社アクティブリッジ

日本人とベトナム人が必ずといっていいほど衝突するのが、時間の感覚の違いです。日本人とベトナム人が打ち合わせを行う際、日本人は5分前にはその場所へ着くように準備します。また、万が一遅れそうになったときには、先方へ連絡し、その旨を伝えます。一方、ベトナム人の場合は異なります。時間通りに打ち合わせが始まることはあまりなく、15分の遅れは当たり前であり、事前連絡が入ることも稀です。こういったとき、日本人はベトナム人が時間を守らないことに理解できず、苛立ってしまう傾向に

あります。

では逆に、ベトナム人が日本人に対して苛立つのはどのようなことなのでしょうか。再度、打ち合わせの場を例にとります。日本人の場合、打ち合わせをなるべく設定時間内で終わらせようとし、打ち合わせが終わるとすぐに帰ろうとする傾向にあります。ベトナム人は、こういった日本人の行動に不信感を持ちます。

これらの問題は、日本人とベトナム人の礼儀における優先度の違いから生まれます。日本人は時間が礼儀を示すのに大きな要因であり、「先方に時間をとらせるのは悪い」と考えます。従って、時間通りに打合せを終わらせ、その後も親しくない限り食事に行くことは少ないのです。

一方、ベトナム人は、時間に対する優先度はそこまで高くありません。ベトナム人が礼儀を示した感じるのは、仕事の話で終始する打ち合わせの席ではなく、その後の食事でお互いのプライベートをさらけ出すときなのです。また、打ち合わせの場でも、時間に関係なく、どれだけ深い話ができるかが重要となります。

日本人がこの習慣に対応するには、手段は違うものの、お互いに礼儀を重んじる傾向がある背景を理解することが必要です。また具体的には、余裕をもった時間設定や、午前中の打ち合わせの場合は昼を、夕方の打ち合わせの場合は夜を空けておくといった対策を講じておき、ベトナム人の礼儀を受け入れる姿勢をもつことも大切でしょう。異文化の中で生活を行うのですから、自分から変えていく意識がない限り、軋轢の解消は期待できません。逆に、変えようという意識があれば、必ず相手が汲み取ってくれるのがベトナム人の良い点ともいえます。日本人とベトナム人の「空気を読む」という共通した国民性は、こういったところにも役に立ちます。

#### 【問い合わせ先】

株式会社アクティブブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室  
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: [info@actibridge.com](mailto:info@actibridge.com)

#### 4. ベトナム法務「経済特区で従事する従業員の所得税の減額措置について」

ベトナムでの事業展開にあたっては、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている法務問題をご紹介します。

執筆：ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

2009年9月9日、財政省(Ministry of Finance)は、経済特区で働く個人の個人所得税の減額措置に関する Circular No. 176-2009-TT-BTC (以下 **Circular No. 176** という)を公布した。Circular No. 176 の公布に伴い、ベトナムの経済特区で働き課税所得を得ている、ベトナム人および外国人の居住者または非居住者は、一年内に支払う税額の50%の減額を受けることができる。該当年度の終了時において、彼らは減額した税金額の申告を行うことになる。Circular No. 176 は、個人所得税法の規定を説明した財政省の2009年9月30日付け Circular No. 84-2008-TT-BTC を修正・

補足する2009年3月27日付 Circular No. 62-2009-TT-BTC をさらに修正し補足したものである。

Circular No. 176 の下では、ベトナム人および外国人を含む納税者、すなわち、ベトナムの経済特区で直接働く居住者および非居住者は、個人所得税の減税措置を受けることができる。個人所得の減税措置を受けることができる他の者は、経済特区で実際の事業を行っている組織や個人のために働いている労働者である。この中には、経済特区外にある組織や個人のために働いているが、経済特区で働くために派遣された労働者、経済特区で事業所得を得ている個人や団体も含まれる。

しかし、財政省によれば、経済特区の事業および製造に投資をしているが経済特区で直接働かない個人および機関投資家は個人所得税の減税措置を受けないとのことである。

減税措置を受けることのできる所得の種類には、経済特区での事業登録証明書を取得している個人および団体の経済特区における給与・賃金所得、製造・事業所得が含まれる。Circular No. 176 は、公布から45日経過後に発効するが、2009年課税年度に生じた所得に適用されることになる。

ベトナム人および外国人の居住者で、所得が経済特区での給与・賃金所得および製造・事業所得のみの場合：

減額される税金額 = 課税総額 (関連法規に従った個人所得税の総額) × 50%

非居住者の場合：

個人所得税の合計額 = 経済特区で得た課税所得総額 × 非居住者に適用される税率 × 50%

ベトナムは、沿岸や国境地域に集中型経済特区システムを有しており、そこでは優遇措置を享受することができるため数多くの企業や多額の投資を惹きつけている。個人所得の減額措置は、投資家に経済特区での投資をさらに促すために導入されたものである。

#### 【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

ホーチミン 森 +84(91)826 3708

シンガポール 丸茂 +65(96)171 561

## 5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A

### 第8回「外国契約税の基礎②」

～租税条約の適用がある外国に所在する法人と

契約を締結した場合（税込みベース）の計算～

執筆：税理士法人フェアソリューション・コンサルティング

日本法人 Co.JP とベトナム製造会社 Co.VN は、製造組立に関する技術供与契約を結びました。Co.JP は、ベトナムに事務所、支店又は事業を行う一定の場所などはありません。この契約に基づき Co.JP は、日本人専門家を Co.VN に派遣し、機械設備の据付・試運転・検査及び Co.VN 社員の指導をしています。全ての機械設備の据付・試運転・検査は、当初派遣された専門家が 3 ヶ月間行い、Co.VN 社員に対する指導は、次に派遣された後任の専門家によって 1 ヶ月間行われます。これら専門家に対する給与、住宅、交通費などの費用 50,000 米ドルは、Co.VN によって支払われます。契約金額（税込み。専門家に対する費用を除きます。）は 1,000 万米ドルで、内訳は設備対価が 700 万米ドル、使用料が 300 万米ドルです。この場合、Co.JP はベトナムでどのような税金を支払わなければなりませんか。

Co.JP は、ベトナム税法上<sup>1</sup>、Co.VN と締結した契約に関しベトナムで生じる所得に対し、外国契約税（本事例では付加価値税及び法人税をいい、以下総称して「外国契約税」といいます。）が課税<sup>2</sup>されます。計算の詳細は、本ニュース Vol.20 と同様ですので省略しますが、この結果 Co.JP は、付加価値税 2,500 米ドルと法人税 372,375 米ドルを支払わなければなりません。

しかし今回は日越租税条約が適用される点が本ニュース Vol.20 とは異なります。租税条約は、法人税、個人所得税などの直接税についてのみ適用されますので、日越租税条約が適用されますとベトナムで Co.JP の納付すべき法人税については軽減又は免除される可能性があります。言い換えれば、租税条約が適用されるか否かにかかわらず Co.JP は、ベトナムで付加価値税を国内法の規定どおり支払わなければならないこととなります。

次に、日越租税条約上の区分で言えば Co.JP は、設備対価と機械設備の据付、試運転、検査、Co.VN 社員の指導の対価に係る 事業所得（同条約第 7 条）及び 使用料所得（同条約第 12 条）の 2 種類の所得を得ます。これらの所得の種類に応じ課税上の取扱いはそれぞれ次の通りとなります。

#### 1. 事業所得

Co.JP は、ベトナムにおける 恒久的施設を通じてベトナムで事業を行わない限り、事業所得は、ベトナムで課税対象外となります。

<sup>1</sup> ベトナムで事業を行う又はベトナムで所得を得る外国法人及び外国個人に対する税務上の取扱いを定めた 2008 年 12 月 31 日付ガイドライン（No. 134/2008/TT-BTC 財務省通達）をご参照下さい。

<sup>2</sup> 源泉徴収の方法によります。

ベトナムにCo.JPの恒久的施設があるか否かは、日越租税条約の第5条に規定されておりますが、本事例について言えばCo.JPはベトナムに恒久的施設がありません<sup>3</sup>。

従ってCo.JPは、設備対価（700万米ドル）及び機械設備の据付、試運転、検査、Co.VNの社員の指導の対価（50,000米ドル）については、法人税を免除されます。

## 2. 使用料所得

ベトナムに恒久的施設があるか否かを問わず、Co.JPは使用料所得に対して所得税を支払わなければなりません。ベトナムの国内税法（No. 134/2008/TT-BTC 財務省通達）に基づき、使用料所得に対する税率は10%ですので、Co.JPがベトナムで納付すべき法人税は、次の通りです。

### 使用料所得に対する納付すべき法人税

納付すべき法人税 @ 10% = 3,000,000米ドル x 10% = 300,000米ドル

以上、租税条約の適用により、Co.JPの納付すべき法人税は372,375米ドルから300,000米ドルに下がります。よってCo.JPは、付加価値税2,500米ドル及び法人税300,000米ドルを支払わなければなりません。

このように、ベトナムで事業を行う又は、ベトナムで所得を得る外国法人及び外国個人は、ベトナム国内法に加え、関連する租税条約の取扱いにも十分注意してベトナムでの税務義務を判断して頂くこととなりますが、個別具体的な事例につきましては専門家にご相談されることをお勧めします。

### 【問い合わせ先】

税理士法人フェアソリューション・コンサルティング 東京事務所

ヴ ティ フオン リン

+81 - 3 - 3541 - 6863 E-Mail:[v.linh@fairsolution.or.jp](mailto:v.linh@fairsolution.or.jp)（日本語対応可）

F. S. C. Vietnam., JSC ハノイ事務所

レ ホアン アイ

+84 - 4 - 39744840 E-Mail:[anh.le@fairsolution.vn](mailto:anh.le@fairsolution.vn)（日本語対応可）

+84 - 903253935（携帯電話）

<sup>3</sup> Co.JPは、ベトナムで事業を行う一定の場所がなく、ベトナムでCo.JPが行う機械設備の据付又はこれらに関連する監督活動、従業員指導等のサービス提供は6ヶ月を超えない、いわゆる4ヶ月間であり、恒久的施設はないものとされます。

## 7. ベトナムドン為替情報

本コーナーでは、ベトナムドンの為替レート動向についてご紹介します。

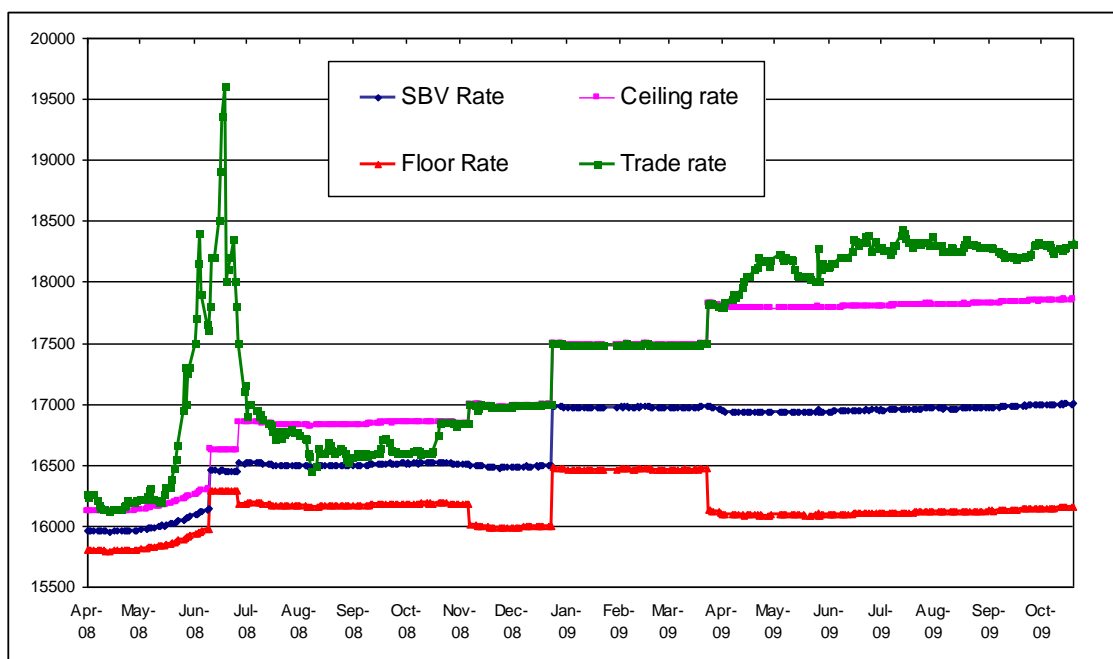
執筆：みずほコーポレート銀行ハノイ支店

10月中旬まで、ベトナム中央銀行(中銀)が規定するUSD/VNDレートは徐々にドル高・ドン安方向へ進行した。10月1日から10月22日まで、中銀規定レートはUSD= VND16,992からUSD= VND17,007となり、過去最安値を更新している。

一方、市中取引レートは10月1日から9日まで、USD= VND18,315からUSD= VND18,240と若干ドル安・ドン高方向に進んだ。ところが、中銀規定レートがUSD= VND17,000台を超えた後、市中取引レートは上昇に転じた。10月12日の市中取引レートはUSD= VND18,270であったが22日にはUSD= VND18,350までドンは下落した。

中銀規定レートと市中取引レートの乖離幅は、VND473(10/1)からVND391(10/9)まで縮小したが、中銀レートがUSD= VND17,000を越えた12日においては、VND419にまで乖離幅は拡大した。中銀レートは実勢レートを正しく反映していない状況には変わりはない。(現在の実勢レートは中銀レートより7%-8%高い)

当月においても、上記の通り、市中レートと中銀規定レートの乖離は生じており、当地におけるドルの流動性の改善は見られない状況が継続している。材料の調達を輸入に頼らざるを得ない当地進出企業にとっては、ドンを売って対外決済用のドルが調達しづらい状況は今月も引き続き発生している。



## 8. 経済動向

今月は、2009年8月までのベトナム経済データをお知らせいたします。

作成：みずほ総合研究所

|            | 単位   | 2008年10月 | 2008年11月 | 2008年12月 | 2009年1月 | 2009年2月 | 2009年3月 |
|------------|------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| CPI(前年同月比) | %    | 26.72    | 24.23    | 19.90    | 17.49   | 14.77   | 11.24   |
| 貿易 輸出      | 百万ドル | 5,066    | 4,266    | 4,680    | 3,719   | 5,059   | 5,357   |
| 輸入         | 百万ドル | 5,861    | 4,890    | 5,698    | 3,329   | 4,203   | 5,103   |
| 貿易収支       | 百万ドル | -795     | -624     | -1,018   | 391     | 856     | 254     |
| 工業生産高      | 兆ドン  | 55.63    | 55.34    | 55.44    | 47.86   | 58.21   | 53.22   |
| GDP 成長率    | %    | 5.4      |          |          | 3.1     |         |         |

|            | 単位   | 2009年4月 | 2009年5月 | 2009年6月 | 2009年7月 | 2009年8月 | 2009年9月 |
|------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| CPI(前年同月比) | %    | 9.24    | 5.58    | 3.94    | 3.32    | 1.97    | 2.42    |
| 貿易 輸出      | 百万ドル | 4,321   | 4,454   | 4,685   | 4,958   | 4,501   | 4,680   |
| 輸入         | 百万ドル | 5,450   | 5,735   | 5,914   | 6,443   | 5,902   | 6,200   |
| 貿易収支       | 百万ドル | -1,129  | -1,281  | -1,229  | -1,484  | -1,401  | -1,520  |
| 工業生産高      | 兆ドン  | 55.47   | 56.57   | 58.38   | 59.07   | 61.05   | 63.30   |
| GDP 成長率    | %    | 4.4     |         |         | 5.2     |         |         |

数値は速報ベース。出所：ベトナム統計局など

### (編集後記)

同僚にベトナム人男性(32歳)がいます。彼の許可を得て少しご紹介すると、もしかすると私よりも体重は少ないかも(!?)と思うくらい小柄です。怖くてまだ聞けません。ですが「外見で人を判断してはいけない」とよく言ったもので、想像もつかないくらい彼の体力・エネルギーはものすごいのです。例えば、私が運転を依頼されたら絶対に断りますが、東京～大阪間を軽く運転して、平気な顔をして翌日出勤してきたり、平日のど真ん中で仲間のベトナム人同士で朝まで飲みにいったりビリヤードをしたり……。20代の頃は私もそういう日はあったかもしれませんが、今ではすっかりついていけなくなり、帰りの電車で寝過ごすこともよくあります。ベトナムに行くと、あの熱気やエネルギーにいつも驚かされますが、彼の生活を見ていると納得です。

宛先：[asianinfostation.mizuho@mizuho-bk.co.jp](mailto:asianinfostation.mizuho@mizuho-bk.co.jp)

国際営業部(綾)

# みずほベトナムニュース バックナンバーのご案内

## Vol. 11

「今後の日越関係を聞く」インタビュー  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式風邪治療法」  
ベトナム法務「ベトナム人労働者の最低賃金の上昇について」  
工業団地便り「アセンダス・プロトレード  
シンガポール テックパーク」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 12

ベトナム北西部の投資環境  
～地下資源開発と農林業の高い潜在性～  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「チームモチベーションの創造」  
ベトナム法務「法人税に関する新しい Decree」  
工業団地便り「タンチュン工業団地」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 13

インタビュー 住友商事株式会社  
～ベトナム物流・工業団地からベトナム経済の今を分析～  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「チームモチベーションの創造」  
ベトナム法務「ベトナムの新しい失業保険制度について」  
工業団地便り「タイホア工業団地」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向・2008年10～12月まとめ

## Vol. 14

不況下でも成長を続けるベトナムの水産加工業  
～ベトナム産業リポート～  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「諺から考察するベトナム文化」  
ベトナム法務「ベトナムにおける会社清算について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A  
第1回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算①」  
工業団地便り「ホアラックハイテクパーク」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 15

サイゴンインベストグループ(SGI)会長インタビュー  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「諺から考察するベトナム文化②」  
ベトナム法務「技術移転に関する新しい規則」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第2回「ベトナム駐在員の所得税の計算②」  
工業団地便り「トゥアンダオ工業団地」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 16

株式会社多加良製作所インタビュー  
「金型メーカーとしてベトナムで日本のものづくりを定着させる」  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式接待方法」  
ベトナム法務「投資関連法の修正案について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第3回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算③」  
工業団地便り「ディン・ブー工業団地」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 17

株式会社メトランインタビュー～人口呼吸器を日本から世界へ  
日本に帰化したベトナム人が日本で奮闘～  
ベトナム投資 Q&A  
人事・労務「日本人とベトナム人の『常識』を考える」  
ベトナム法務「投資証明書及び営業登録証明書に関する問題点」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第4回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算④」  
産業別リポート「ベトナムのオートバイ産業」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 18

日本ロジテム株式会社～インドシナ国際輸送をいち早く確立、日系企業  
のお手伝いを 中西弘毅社長インタビュー～  
人事・労務「日本人とベトナム人との人間関係の構築の違い」  
ベトナム法務「外国人の不動産所有に関する新しい Decree について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第5回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算⑤」  
工業団地便り「オンケオ工業団地」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

## Vol. 19

ホーチミン市人民委員会サイゴン商業公社 駐在員事務所長インタビュー  
「日本でベトナムの理解を深め、投資促進を」  
ベトナム投資 Q&A「従業員の海外研修後の転職防止対策」  
人事・労務「ベトナム人の『言い訳』の理由」  
ベトナム法務「ベトナム企業に対する外国からの投資に関する規制  
について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第6回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算⑥」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向「2009年4～6月の動向」

## Vol. 20

ドムタムグループVO QUOC THANG 会長インタビュー  
「元国会議員の経験を生かし、ベトナム発展のための支援に取り組む」  
ベトナム投資 Q&A「女性労働者の妊娠・出産に関する法制度」  
人事・労務「ベトナム人職員との信頼関係」  
ベトナム法務「個人所得税について」  
実務ご役立つベトナム税務Q&A 第7回「外国契約税の基礎①」  
工業団地便り「DAI DANG 工業団地」  
ベトナム ドン為替情報  
経済動向

### 【ご注意】

1. 本資料は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本資料の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本資料の著作権は、原則として当行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. 本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的とするものではありません。本資料記載の情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。